

さいたま市チームオレンジ登録制度実施要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるまちづくり（以下「認知症と共生するまちづくり」という。）に寄与するさいたま市チームオレンジの登録制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) チームおれんじ 認知症の人やその家族の支援ニーズを踏まえ、認知症の人やその家族、認知症サポーター等により構成された、具体的な地域活動を行うチームをいう。
- (2) 認知症フレンドリー企業・団体 認知症への理解や認知症の人や家族への支援、認知症の人が利用しやすい環境整備などの実践を通じて、認知症と共生するまちづくりに寄与する企業・団体等（以下「フレンドリー企業」という。）をいう。
- (3) さいたま市チームオレンジ 前各号に掲げるチーム及び企業・団体等による取組の総称をいう。

第2章 チームおれんじの登録

(定義)

第3条 市長は、次の各号に掲げることを目的として、前条第1号に規定する団体等をチームおれんじとして登録する。

- (1) 認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、地域において把握した認知症の人の希望や悩み、家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みの整備。
- (2) 認知症の人本人も地域を支える一員として活躍できるよう、社会参加を後押しする。
- (3) 認知症サポーター等の活躍の場の整備。

2 市長は、前項の登録を受けたチームおれんじ（以下、「登録チーム」という。）に対し、継続的な活動ができるよう、必要な支援及び助言を行うものとする。

(活動内容)

第4条 チームおれんじは、次の各号に掲げる活動を、チームごとに、認知症の人や家族のニーズ、地域資源の実情に応じて行うものとする。

- (1) 認知症の人やその家族の居場所づくりに関する活動。

- (2) 地域における住民同士の見守り及び生活、移動支援に関する活動。
- (3) 就労、学習、運動支援及び地域での認知症の啓発活動。
- (4) 認知症の人及びその家族からの相談に応じた、各種支援サービスへのつなぎに関する活動。
- (5) 前各号に掲げる活動のほか、認知症と共生するまちづくりに寄与する活動。

(登録要件)

第5条 登録の対象となるチームおれんじは、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 本市に所在地を有し、又は活動の拠点があること。
- (2) 所属するメンバー1名以上が、本市が主催する認知症サポーターステップアップ講座を受講している、又は受講する予定であること。
- (3) 認知症の人本人もチームの一員として、主体的に参加できるように努めていること。

(留意事項)

第6条 チームおれんじの活動は、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) チームおれんじとしての活動で知り得た個人情報を適切に取り扱うこと。
- (2) 事故防止及び安全な運営に努め、活動中の事故及び苦情に対して誠意をもって対応すること。

(申請)

第7条 チームおれんじの登録を受けようとする団体等は、チームおれんじ登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(登録)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容を審査し、相当と認めるときは登録を決定し、チームおれんじ登録証(様式第2号)及び啓発品を登録チームに交付するものとする。

(変更の届出)

第9条 登録チームは、前条の規定により登録された事項に変更があるときは、チームおれんじ変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第10条 登録チームは、第5条の登録要件を満たさなくなったとき又は登録の辞退を希望するときは、チームおれんじ辞退届(様式第4号)を、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第11条 市長は、前条の届出があったとき又は第5条の要件を満たさなくなったとき若しくは登録を継続することが適当でないときと認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

第3章 フレンドリー企業の登録

(概要)

第12条 市長は、認知症の人を取り巻く地域の医療・介護の関係機関や小売業・金融機関・

公共交通機関や生活関連企業、学校等の中で、次の各号に掲げる目的に資する活動を行う企業・団体等を「フレンドリー企業」として登録するものとする。

- (1) 認知症への理解や認知症の人や家族への支援、認知症の人が利用しやすい環境整備などを実践することにより、まち全体で認知症と共生する社会活動を展開する。
- (2) 前号の活動の発信を通じて、認知症の人とその家族が「社会と共に生きている」と実感できる社会的雰囲気を醸成する。

2 市長は、前項の登録のあったフレンドリー企業（以下「登録企業」という。）に関し、市のホームページへの掲載その他の方法により登録企業の名称、取組内容等を公表し、当該登録企業のPRを行うものとする。

（対象企業・団体等）

第13条 登録制度の対象は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内で事業活動を展開する企業又は団体等（公共サービス機関等を含む。）。
- (2) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (3) 反社会的勢力や団体と関係を有していないこと。

（登録要件）

第14条 登録の対象となるフレンドリー企業は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 企業・団体等で、認知症の理解を深める人材教育を行っていること。ただし、介護サービス事業者が従事者に対し実施する認知症に関連する人材教育は対象としないものとする。
- (2) チームおれんじをはじめとする認知症に関連した地域活動や市の認知症施策を支援する取組を行っていること。
- (3) 企業・団体等の社内制度等で、認知症の人やその家族をサポートする制度が設けられていること。
- (4) 企業・団体等で、認知症の人が利用しやすいサービス・製品等の開発や環境整備を推進していること。

（申請）

第15条 フレンドリー企業の登録を受けようとする企業・団体等（以下「申請企業」という。）は、認知症フレンドリー企業・団体登録申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（登録）

第16条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは登録を決定し、認知症フレンドリー企業・団体登録証（様式第6号）及び当該登録

制度の啓発品を登録企業に交付するものとする。

(変更の届出)

第 17 条 登録企業は、前条の規定により登録された事項に変更があるときは、認知症フレンドリー企業・団体変更届出書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退)

第 18 条 登録企業は、第 14 条の登録要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、認知症フレンドリー企業・団体登録辞退届(様式第 8 号)を、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第 19 条 市長は、前条の届出があったとき又は第 14 条の要件を満たさなくなったとき若しくは登録を継続することが適当でないときと認めるときは、登録を取り消すものとする。

(登録後の遵守事項)

第 20 条 登録企業は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 交付された啓発品を事業所の出入り口等、市民等の訪問者の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 交付された認定証及び啓発品を第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (3) 市が行う認知症の理解を深める普及・啓発に関して、可能な限り、協力すること。
- (4) 政治、宗教を目的とする行為に利用しないこと。
- (5) 認知症の人のサービス利用にあたっては、可能な限り、合理的配慮に努めること。

第 4 章 その他

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

年 月 日

さいたま市長 様

団体名 _____

申請者 _____

チームおれんじ登録申請書

さいたま市チームオレンジ登録制度実施要綱第7条の規定により、次のとおり登録申請します。なお、活動上知り得た秘密及び個人情報を適切に取り扱うことを誓います。

申請 チ ーム	フリガナ			
	★名 称			
	代表者		連絡先	()
	Eメール			
★主な活動場所				
★活動頻度・日時	<input type="checkbox"/> 定期	<input type="checkbox"/> 不定期	毎週／毎月	回 その他 ()
★活動内容 (該当する項目に✓、 複数可)		本人、家族等の居場所づくりの支援 ⇒認知症カフェ、本人交流会、常設サロン、その他()		
		見守り・生活・移動・支援 ⇒見守り活動、話し相手、ゴミ出し支援、その他()		
		就労・学習・運動支援又は地域での認知症の啓発など ⇒認知症の人の就労的活動、社会参加、運動・趣味活動支援		
		相談をつなぐ（各種支援サービスへの調整役など）		
		その他 ()		
活動の対象者 (該当する項目に✓、 複数可)	<input type="checkbox"/> 認知症の人 <input type="checkbox"/> 若年性認知症の人 <input type="checkbox"/> 認知症の人疑いの人 <input type="checkbox"/> 認知症の人の介護者 <input type="checkbox"/> 高齢者一般 <input type="checkbox"/> 一般市民（どなたでも） <input type="checkbox"/> その他の要件 ()			
★チーム員数	人（うち、認知症の人 人）			
★具体的な活動内容 (PRポイント)				
啓発品希望数	個 ※チーム員数を上限とする			

★：市ホームページなどにおける公開の対象になります。

第〇〇号

チームおれんじ 登録証

（チーム名） 様

認知症の人と共に、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを実践するチームとして登録されたことをここに証します。

令和 年 月 日

さいたま市長 清水 勇人

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

さいたま市長 様

団体名 _____

申請者 _____

チームおれんじ変更届出書

チームおれんじの登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、さいたま市チームオレンジ登録制度実施要綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 変更内容

変更事項	
変更前	
変更後	

普及啓発品 希望数	個 ※チーム員数に変更があった場合のみ
--------------	------------------------

2 変更年月日 年 月 日

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

さいたま市長 様

団体名 _____

申請者 _____

チームおれんじ辞退届

チームおれんじの登録を辞退したいので、さいたま市チームオレンジ登録制度実施要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

併せて、チームおれんじ登録証を返納します。

記

1 登録年月日 年 月 日

2 登録辞退年月日 年 月 日

3 辞退理由

--

年 月 日

さいたま市長 様

企業・団体名 _____

代表者職・氏名 _____

認知症フレンドリー企業・団体登録申請書

さいたま市チームオレンジ登録制度実施要綱第15条の規定により、次のとおり登録申請します。

1 取組内容（複数の項目に✓可）【必須】

	<p>従業員などに対し、認知症の理解を深める人材教育を行っている</p> <p>例 認知症サポーター養成講座などの研修の開催 例 認知症サポーター養成講座の講師（キャラバンメイト）の育成</p> <p>※介護サービス事業者が従事者に対し実施する認知症に関連する人材教育は対象としない。</p> <p>【取組内容（または今後の計画）】</p> <p>認知症サポーター養成者数 人 （計画数 人） キャラバンメイト養成者数 人 （計画数 人）</p>
	<p>認知症に関連した地域活動や市の認知症施策を支援する取組を行っている</p> <p>例 チームおれんじ、認知症カフェなどの取組への支援、参加 例 徘徊SOSネットワークへの参画、もの忘れ検診の実施、参画 例 イベント開催やポスターチラシ配架などの認知症の普及啓発 など</p> <p>【取組内容（または今後の計画）】</p>
	<p>社内制度等で、認知症の人をサポートする制度を設けている</p> <p>例 業務環境・内容、勤務時間など、症状・進行状態や本人の意思をできるだけ考慮した配属 例 認知症を含めた、さまざまな「介護と仕事の両立」「治療と仕事の両立」の制度化 など</p> <p>【取組内容（または今後の計画）】</p>
	<p>認知症の人が利用しやすいサービス・製品等の開発や環境整備を推進している</p> <p>例 店舗のレイアウトや動線などの安全性、掲示物の見やすさなどハード面の整備 例 優先時間帯やお客様を急がせないスローレジなどソフト面の取組 例 サービス・製品等の開発段階から認知症の人が参画することで、認知症の人のニーズを踏まえた利用しやすいサービス・製品を開発、提供している取組 など</p> <p>【取組内容（または今後の計画）】</p>

2 特にPRしたい取組【任意】

3 企業・団体等の概要【必須】

所在地	〒 区
業種	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 医療、介護 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 学術研究、専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス、宿泊業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 旅客運送業 <input type="checkbox"/> 学校、大学 <input type="checkbox"/> 公共サービス <input type="checkbox"/> 官公庁 <input type="checkbox"/> その他（ ）
業務内容 (※)	
従業員(※)	人
担当者 所属・氏名 (※)	
担当者 連絡先 (※)	TEL: FAX: Eメール:
Eメール (※)	市から発信する認知症に関連した情報提供を受信することに同意します <input type="checkbox"/> 同意する Eメール:
HP アドレス	<input type="checkbox"/> HPアドレスの掲載は希望しない（希望しない場合のみ☑）

※この項目はホームページに掲載しません。

4 認知症に関するポスター・パンフレット等の設置【必須】

<input type="checkbox"/> 可 → 市からポスター・パンフレット等を送付し、設置を依頼する場合があります。 【送付先 住所・宛名】 〒 - 区 宛 <input type="checkbox"/> 不可
--

5 遵守事項【必須】

(1) 交付された啓発品を事業所の出入り口等、市民の見やすい場所に掲示すること。 (2) 交付された認定証及び啓発品を第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。 (3) 市が行う認知症の理解を深める普及・啓発に関して、可能な限り、協力すること。 (4) 政治、宗教を目的とする行為に利用しないこと。 (5) 認知症の人のサービス利用にあたっては、可能な限り、合理的配慮に努めること。 <input type="checkbox"/> 以上の事項について遵守します。
--

認知症フレンドリー企業・団体

登録証

認知症フレンドリー企業・団体として
登録したことを、ここに証します。

企業・団体名：

登録番号：

さいたま市長 清水 勇人

様式第7号（第17条関係）

年 月 日

さいたま市長 様

企業・団体名 _____

代表者職・氏名 _____

認知症フレンドリー企業・団体変更届出書

認知症フレンドリー企業・団体の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、さいたま市チームオレンジ登録制度実施要綱第17条の規定により届け出ます。

記

1 変更内容

変更事項	
変更前	
変更後	

2 変更年月日 年 月 日

様式第8号（第18条関係）

年 月 日

さいたま市長 様

企業・団体名 _____

代表者職・氏名 _____

認知症フレンドリー企業・団体登録辞退届

認知症フレンドリー企業・団体の登録を辞退したいので、さいたま市チームオレンジ登録制度実施要綱第18条の規定により、下記のとおり届け出ます。

併せて、認知症フレンドリー企業・団体登録証を返納します。

記

1 登録年月日 年 月 日

2 登録辞退年月日 年 月 日

3 辞退理由

--